

# 計量管理規定

## 新旧対照表

令和3年2月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

| 現 行   | 改 定 案  | 備 考   |
|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br/>核燃料サイクル工学研究所<br/>計量管理規定</p> <p>改正 平成 元年 2月15日<br/>平成 元年 4月 1日<br/>平成 元年 6月 1日<br/>平成 3年 1月 7日<br/>平成 3年 11月29日<br/>平成 4年 12月28日<br/>平成 5年 9月 3日<br/>平成 6年 1月 1日<br/>平成 6年 9月 6日<br/>平成 6年 9月26日<br/>平成 7年 1月18日<br/>平成 7年 2月 9日<br/>平成 7年 3月10日<br/>平成 7年 3月29日<br/>平成 7年 6月 6日<br/>平成 7年 11月 2日<br/>平成 8年 4月 3日<br/>平成 8年 7月22日<br/>平成 8年 10月29日<br/>平成 9年 2月28日<br/>平成 9年 11月28日<br/>平成10年 10月 1日<br/>平成11年 9月10日<br/>平成13年 4月 1日<br/>平成14年 7月19日<br/>平成15年 7月 7日<br/>平成15年 10月 9日<br/>平成17年 10月 1日<br/>平成19年 3月 2日<br/>平成20年 10月 1日<br/>平成22年 3月23日<br/>平成23年 5月 1日<br/>平成24年 5月15日<br/>平成24年 10月 1日<br/>平成26年 4月 1日<br/>平成27年 4月 1日<br/>平成28年 4月 1日<br/>平成29年 12月12日<br/>平成30年 3月29日<br/>平成30年 6月26日<br/>平成31年 3月 7日</p> | <p style="text-align: center;">国立研究開発法人日本原子力研究開発機構<br/>核燃料サイクル工学研究所<br/>計量管理規定</p> <p>改正 平成 元年 2月15日<br/>平成 元年 4月 1日<br/>平成 元年 6月 1日<br/>平成 3年 1月 7日<br/>平成 3年 11月29日<br/>平成 4年 12月28日<br/>平成 5年 9月 3日<br/>平成 6年 1月 1日<br/>平成 6年 9月 6日<br/>平成 6年 9月26日<br/>平成 7年 1月18日<br/>平成 7年 2月 9日<br/>平成 7年 3月10日<br/>平成 7年 3月29日<br/>平成 7年 6月 6日<br/>平成 7年 11月 2日<br/>平成 8年 4月 3日<br/>平成 8年 7月22日<br/>平成 8年 10月29日<br/>平成 9年 2月28日<br/>平成 9年 11月28日<br/>平成10年 10月 1日<br/>平成11年 9月10日<br/>平成13年 4月 1日<br/>平成14年 7月19日<br/>平成15年 7月 7日<br/>平成15年 10月 9日<br/>平成17年 10月 1日<br/>平成19年 3月 2日<br/>平成20年 10月 1日<br/>平成22年 3月23日<br/>平成23年 5月 1日<br/>平成24年 5月15日<br/>平成24年 10月 1日<br/>平成26年 4月 1日<br/>平成27年 4月 1日<br/>平成28年 4月 1日<br/>平成29年 12月12日<br/>平成30年 3月29日<br/>平成30年 6月26日<br/>平成31年 3月 7日<br/>令和 年 月 日</p> | <p style="text-align: right;">・改正期日の追加に伴う変更</p> |

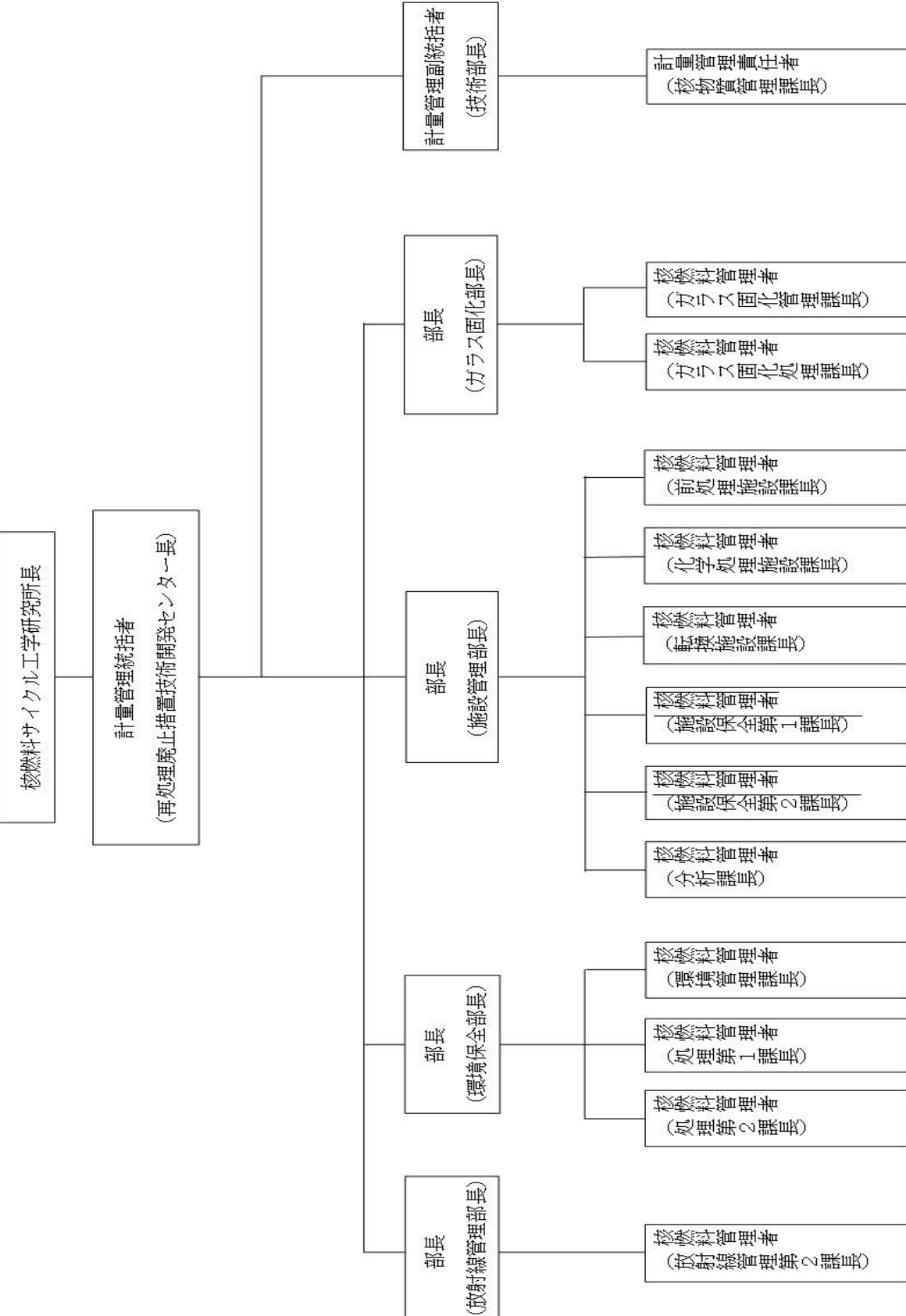
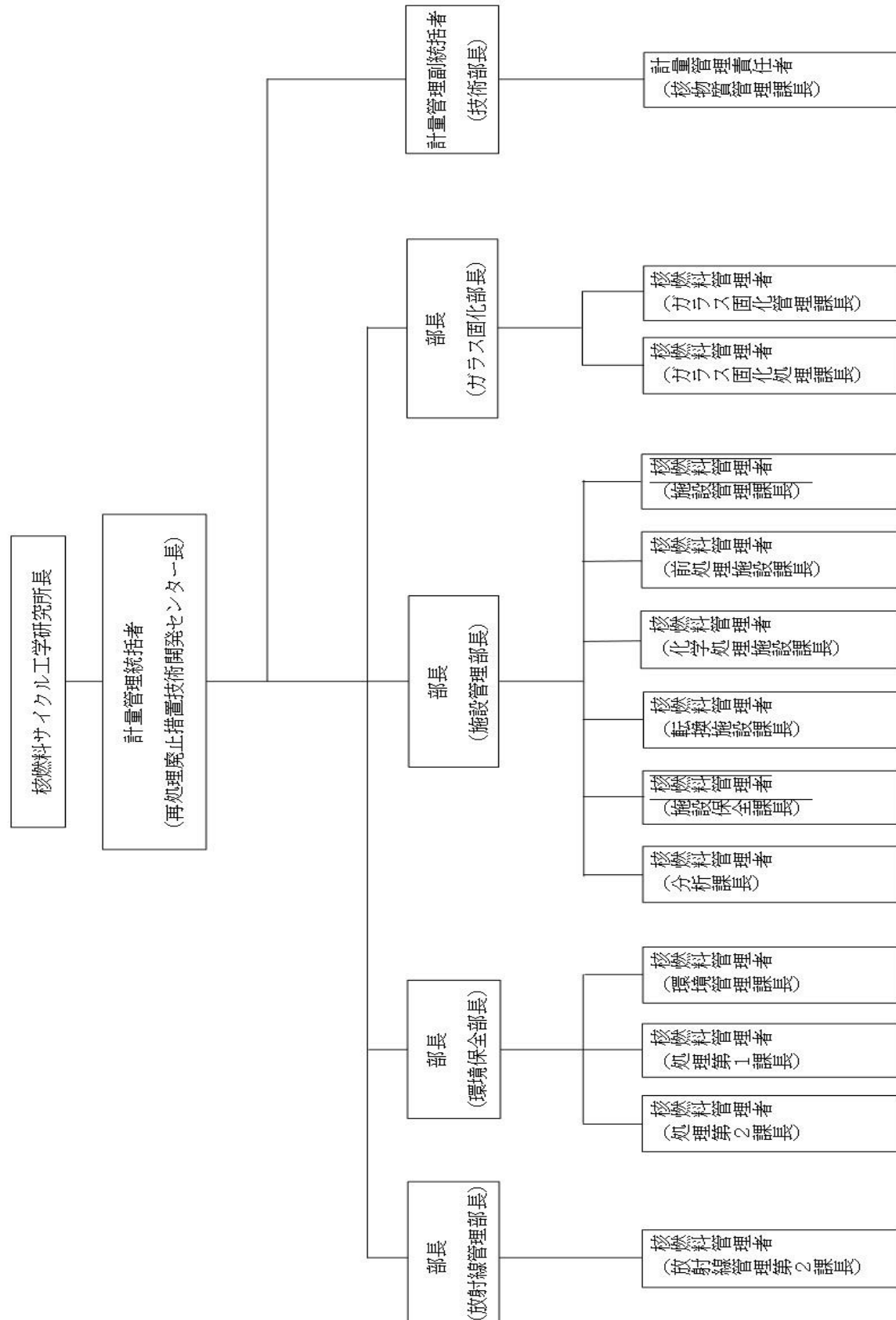
核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

| 現 行  | 改 定 案  | 備 考                               |
|--|--|-----------------------------------|
| <p>第2編 再処理施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 再処理施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理統括者 (以下「統括者」という。)</p> <p>(3) 計量管理副統括者 (以下「副統括者」という。)</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、再処理廃止措置技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長、放射線管理部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、ガラス固化管理課長、ガラス固化処理課長、前処理施設課長、化学処理施設課長、転換施設課長、<u>施設保全第1課長</u>、<u>施設保全第2課長</u>、分析課長、環境管理課長、処理第1課長、処理第2課長、放射線管理第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅱ-1図のとおりとする。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理組織に関する業務に携わる者は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、再処理施設の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 統括者は、再処理施設の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 副統括者は、統括者の行う業務を補佐し、計量管理責任者の行う業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理責任者は、再処理施設における適切な計量管理の実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(5) 部長は、所掌する部署の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 核燃料管理者は、担当する部署の計量管理に関する業務を行う。</p> | <p>第2編 再処理施設における国際規制物資の計量管理</p> <p>第1章 計量管理を行う者の職務及び組織</p> <p>(計量管理組織)</p> <p>第1条 再処理施設における国際規制物資の計量管理のため、核燃料サイクル工学研究所に次の各号に掲げる者からなる計量管理組織を置く。</p> <p>(1) 核燃料サイクル工学研究所長 (以下「所長」という。)</p> <p>(2) 計量管理統括者 (以下「統括者」という。)</p> <p>(3) 計量管理副統括者 (以下「副統括者」という。)</p> <p>(4) 計量管理責任者</p> <p>(5) 部長</p> <p>(6) 核燃料管理者</p> <p>2 統括者は、再処理廃止措置技術開発センター長とする。</p> <p>3 副統括者は、技術部長とする。</p> <p>4 計量管理責任者は、核物質管理課長とする。</p> <p>5 部長は、ガラス固化部長、施設管理部長、環境保全部長、放射線管理部長とする。</p> <p>6 核燃料管理者は、ガラス固化管理課長、ガラス固化処理課長、<u>施設管理課長</u>、前処理施設課長、化学処理施設課長、転換施設課長、<u>施設保全課長</u>、分析課長、環境管理課長、処理第1課長、処理第2課長、放射線管理第2課長とする。</p> <p>7 計量管理組織は、第Ⅱ-1図のとおりとする。</p> <p>(責任及び権限)</p> <p>第2条 前条に定める計量管理組織に関する業務に携わる者は、次の責任及び権限を有する。</p> <p>(1) 所長は、再処理施設の計量管理を総括する。</p> <p>(2) 統括者は、再処理施設の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(3) 副統括者は、統括者の行う業務を補佐し、計量管理責任者の行う業務を統括する。</p> <p>(4) 計量管理責任者は、再処理施設における適切な計量管理の実施及び取りまとめを行う。</p> <p>(5) 部長は、所掌する部署の計量管理に関する業務を統括する。</p> <p>(6) 核燃料管理者は、担当する部署の計量管理に関する業務を行う。</p> | <p>・再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更</p> |

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

| 現 行   | 改 定 案  | 備 考   |
|---|--|---|
|  |  | <p>・再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更</p> <p>・再処理廃止措置技術開発センターの組織改正に伴う変更</p> |

核燃料サイクル工学研究所計量管理規定新旧対照表

該当箇所を\_\_\_\_\_で示す。

| 現 行  | 改 定 案   | 備 考  |
|--|---|--|
| <p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。<br/>附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。<br/>附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。<br/>附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。<br/>附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。<br/>附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。<br/>附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。<br/>附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。<br/>附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。<br/>附則（29サ（規則）第 9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。<br/>附則（29サ（規則）第43号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 7月 1日から施行する。<br/>附則（30サ（規則）第14号）</p> <p>1 この規定は、平成31年 3月 7日から施行する。<br/>附則（30サ（規則）第53号）</p> | <p>1 この規定は、平成20年10月 1日から施行する。<br/>附則（20規定第47号）</p> <p>1 この規定は、平成22年 3月23日から施行する。<br/>附則（21サ（規則）第34号）</p> <p>1 この規定は、平成23年 5月 1日から施行する。<br/>附則（23サ（規則）第16号）</p> <p>1 この規定は、平成24年 5月15日から施行する。<br/>附則（24サ（規則）第22号）</p> <p>1 この規定は、平成24年10月 1日から施行する。<br/>附則（24サ（規則）第41号）</p> <p>1 この規定は、平成26年 4月 1日から施行する。<br/>附則（25サ（規則）第80号）</p> <p>1 この規定は、平成27年 4月 1日から施行する。<br/>附則（26サ（規則）第63号）</p> <p>1 この規定は、平成28年 4月 1日から施行する。<br/>附則（27サ（規則）第19号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 1月 1日から施行する。<br/>附則（29サ（規則）第 9号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 4月 1日から施行する。<br/>附則（29サ（規則）第43号）</p> <p>1 この規定は、平成30年 7月 1日から施行する。<br/>附則（30サ（規則）第14号）</p> <p>1 この規定は、平成31年 3月 7日から施行する。<br/>附則（30サ（規則）第53号）</p> <p>1 この規定は、令和 年 月 日から施行する。<br/>附則（ サ（規則）第 号）</p> | <p>・この規定は、原子力規制委員会の許可を受けた後、所長が別に定める日から施行するものとする。</p> |